



風光る霞ヶ浦あそ

ASO

広報 麻生

発行: 麻生町役場 編集: 総務課
TEL(72)0811 FAX(72)2174

21世紀のまちづくり キーワード

子どもたちに
輝く未来を



春にジャズの
リズムが響いた!!

(関連記事10ページ)

4

1995 No.485

【主な内容】

- 平成7年度予算……………P2～P3
- 衛生センターが完成……………P4
- 町誕生40周年記念式典……………P6
- 第1回定例会……………P6～P7

平成7年度予算

活力ある 魅力的な まちづくりのために

総額 93億4,405万円

平成7年度の一般会計、4特別会計、2企業会計の予算が
3月の第1回定例会で可決されました。

平成6年度に第3次総合振興計画がスタートし、
7年度は2年目にあたります。

本年度も町民の皆さんが「暮らしやすい」まちづくりを実現するために、
(仮称)新原工業団地事業へのバックアップ、
下水道整備事業、都市計画道路建設、町営住宅建設等
の重点施策の推進が図られます。

7年度の重点事業

- ①道路改良整備事業
都市計画道路(粗毛～石神線測量設計)
町道改良
- ②老人デイサービスセンター建設事業
- ③町営住宅建設事業
- ④イメージアップ推進事業
フェスティバルIN麻生
- ⑤農業基盤整備事業
ほ場整備
農道整備
かんがい排水整備
水田営農活性化対策
- ⑥教育文化施設整備事業
西浦地区学習等供用施設
出土物・民族資料収蔵庫

会計別予算

(単位:千円、%)

会 計 別		7年度予算額	6年度予算額	増減率
一 般 会 計		5,641,557	6,542,982	△13.8
特 別 会 計	国民健康保険	1,328,908	1,297,993	2.4
	老 人 保 険	1,246,861	1,232,425	1.2
	下 水 道 事 業	455,785	647,870	△29.6
	公平委員会	225	222	1.4
企 業 会 計	白帆荘	282,170	296,967	△5.0
	収益的収支	275,170	286,967	△4.1
	資本的収支	7,000	10,000	△30.0
	水道事業	388,547	836,763	△53.6
	収益的収支	34,034	311,439	9.2
	資本的収支	48,513	525,324	△90.8
合 計		9,344,053	10,855,222	△13.9

一般会計予算の内容

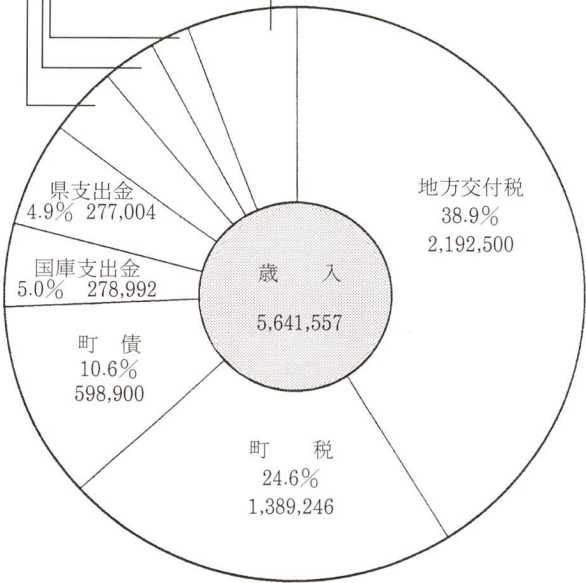
主な事業

(単位：千円)

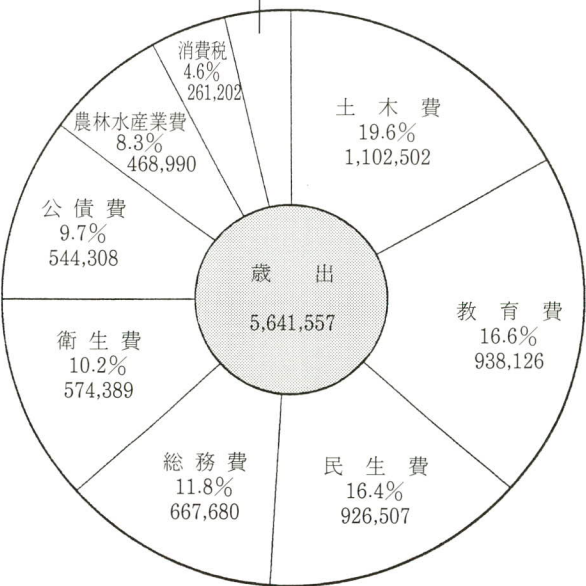
(単位：千円)

総務費	
イメージアップ推進事業	10,734
公営宿泊施設整備調査	2,550
土地家屋現況図作成	15,535
民生費	
老人デイサービスセンター整備	283,696
敬老会	11,914
ホームヘルプサービス	8,314
訪問入浴サービス	4,680
ミニ・デイサービス	504
衛生費	
合併処理浄化槽整備	29,250
衛生センター運営	67,335
上水道運営	168,775
広域火葬場負担金	12,259
農林水産業費	
県営ほ場整備	52,000
農道整備	126,842
かんがい排水	33,403
水田営農活性化対策	41,864
土木費	
町営住宅建設	135,529
都市計画道路整備	28,183
町道1-7号線(行方～繕沢)改良	158,477
道路新設改良	150,000
道路改良整備計画	90,413
河川改良	48,121
花祭り	3,800
教育費	
出土物・民族資料収蔵庫建設	6,500
西浦地区学習等供用施設整備	11,119
町史編さん	14,034
小・中学校整備	23,100
幼稚園整備	8,100

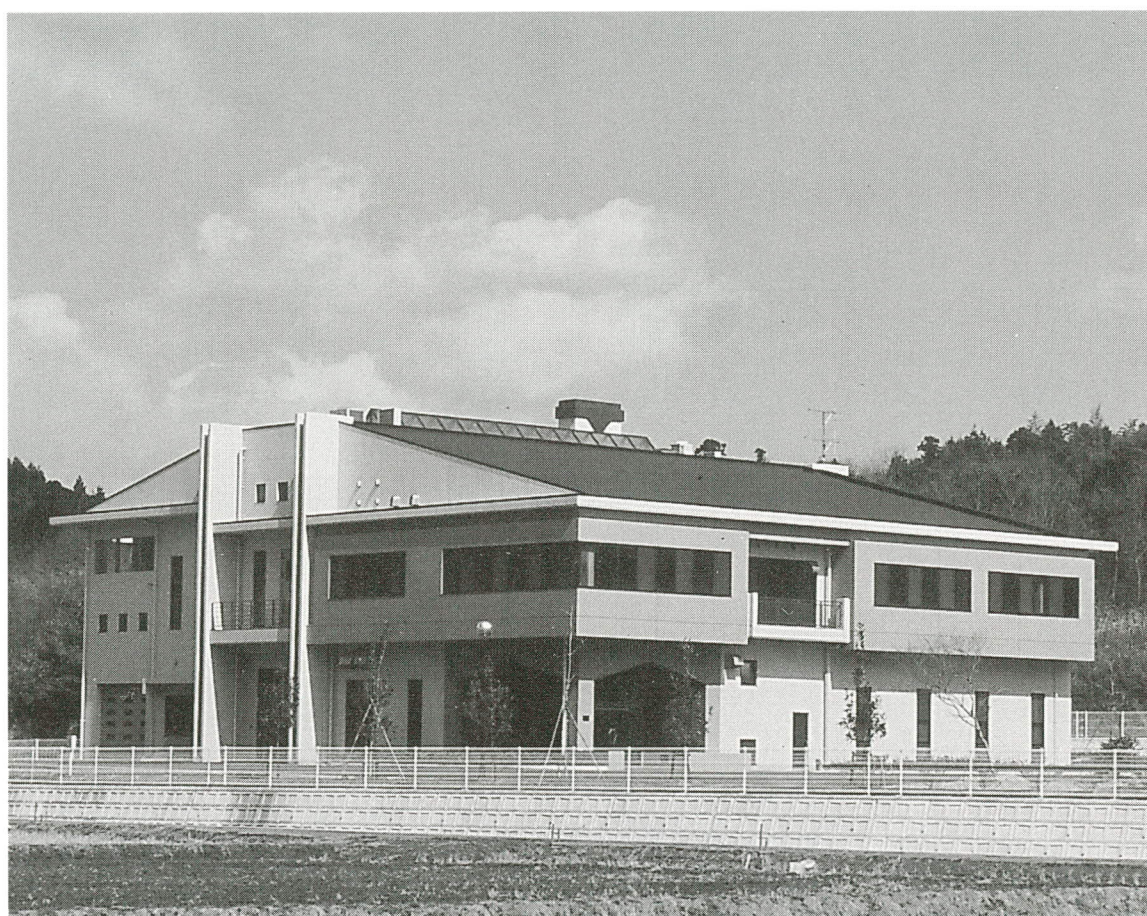
ゴルフ場利用税交付金	1.6%	90,000
自動車取得税交付金	1.5%	85,000
寄附金	1.1%	60,710
分担金及び負担金	0.9%	51,886
利子割交付金	0.8%	43,000
繰入金	0.7%	41,187
使用料及び手数料	0.5%	27,503
財産収入	0.4%	21,903
交通安全対策特別交付金		2,000
特別地方消費税交付金		500



議会費	2.3%	126,124
商工費	0.5%	29,308
予備費		2,000
災害復旧費		215
労働費		196
諸支出金		10



衛生センターが 完 成



最新の水処理機能が備わった衛生センター
浄化された水を利用している池では鯉が元気に泳いでいます

し尿の山林への埋め立てが解消さ
れます
最新の水処理で自然を守ります

快適な生活環境に生まれ変わります

豊かな自然資源を未来に引き継ぎ
ます

●衛生センターの開業日

月曜日～土曜日

(日曜日、祝祭日、十二月三〇日
～一月三日を除く)

●搬入時間

午前九：〇〇～午後四：三〇

し尿の収集・搬入には休日がありますので、業者にし尿のくみ取りを依頼する際には、早めに連絡してください。

◆衛生センターの利用料金

積載量	料金(一台当たり)
一・八 kl	五〇〇円
二・七 kl	七五〇円
三・六 kl	一、〇〇〇円

浄化槽は 正しい管理をしましょう

清掃をしましょう

浄化槽をある期間使用していると汚泥、スカムがたまり、浄化する機能が低下し、浄化されないものにより公共水域が汚濁されるとともに、他人に迷惑がかかります。

そのために清掃が必要です。清掃の時期は、保守点検の結果によって決まります。なお、清掃は専門知識・技術・機材を必要としますので、町の許可を有する浄化槽清掃業者に委託してください。

毎年一回浄化槽の清掃をしましょう

日常管理をしましょう

浄化槽は生き物です

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水をきれいにします。この微生物を活発に働かせるためには、働きやすい条件を整えてやらなければなりません。

次のことを守りましょう

①水はきちんと流す

洗浄水のタンクの水量は、きちんと流せる量を設計しています。タンクの中に物を入れたりすると洗浄水の量が足りなくなって浄化槽の微生物が困ります。

②便器の掃除はぬるま湯で行い、塩酸等の劇薬や洗浄剤、洗剤等は使わない

便器の掃除の際、劇薬や洗浄剤、洗剤等を使うと、浄化槽内の大切な微生物が死んでしまうことがありますので十分注意してください。

③トイレットペーパーを使う

新聞紙、タバコの吸いがら、紙おむつなどの異物は絶対に入れないでください。

④ばっ気型浄化槽の電源は絶対に切らない

ばっ気機器（ブローアまたはモーター）は好気性の微生物を元気に働かせて繁殖させるため、空気を送り込む重要な役目を担っています。常にばっ気機器は働いていなくてはなりませんので、絶対に電源は切らないでください。

⑤消毒薬が切れないように

消毒薬は定期的に補給し、無くなることのないように注意してください。

保守点検をしましょう

保守点検は専門業者に委託しましょう

保守点検の主な内容

〈作業に立ち会いましょう〉

- ①洗浄水量のチェック
- ②各槽の水位、漏水の有無および破損の補修
- ③騒音、振動の状況、モーターなどの保守点検
- ④汚泥の点検と調整およびスカムの返送
- ⑤透視度、残留塩素、水素イオン濃度、汚泥沈殿率、溶存酸素量、塩素イオン濃度のチェック
- ⑥機能状況および作業内容を保守点検カードに記録

法定検査を受けましょう

新しく設置された浄化槽については、使用開始後6か月から8か月の間に指定検査機関の行う水質検査を受けなければなりません。

麻生町誕生40周年

盛大に記念式典

137名の功労者を表彰

三月三十一日の満四〇歳の誕生日に先駆け、三月二十八日に町制施行四〇周年記念式典が町公民館で開催されました。式典には町の振興に寄与された関係者およそ二五〇人出席し、これまでの四〇年の歴史を振り返るとともに、二一世紀に向けた新しいまちづくりの気持ちを確認しました。

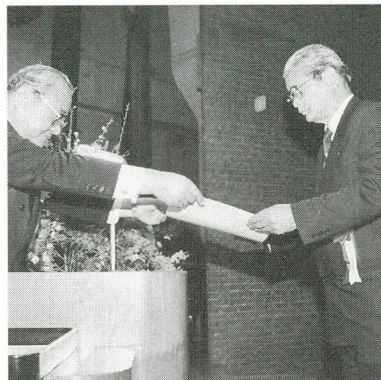
また、自治功労者や民生・衛生・福祉功労者、産業・経済功労者、教育功



今や俳優業より霊界の講演に忙しい丹波哲郎氏

労者一三七名（うち団体九）が表彰を受けました。

記念特別講演には、俳優の丹波哲郎さんが招かれ、お得意の「霊界」についての講演会が行われました。



自治功労者を代表して
羽生幸三区長会々長が
表彰状を受け取りました

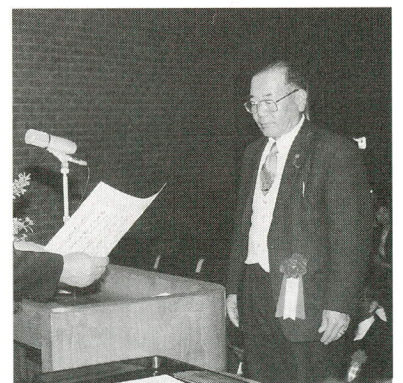


民生・衛生・福祉功労者を代表して
金田金平民生委員が
表彰状を受け取りました

第1回 定例会

新年度予算などを可決

平成七年麻生町議会第一回定例会が三月九日から二〇日までの一二日間開催されました。平成七年度の予算など議案の審議が一八件、陳情の審査報告、決議がそれぞれ一件ずつ提出され、いずれも原案どおり議決、決議されました。



産業・経済功労者を代表して
内田脩農業委員会々長が
表彰状を受け取りました

議案

①麻生町外四か町村公平委員会委員の選任

公平委員会委員の野原幸之助氏（北浦村）が三月九日付で任期満了となったため、後任に阿須間邦治氏（北浦村）を選任し、議会の同意を求めたものです。

②「麻生町職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正

地方公務員の育児休業等に関する法律（育児休業法）の改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例を改正したものです。

③「麻生町医療福祉費支給に関する条例」の一部を改正

医療福祉該当者のうち標準負担額減額認定者（町県民税非課税世帯）が入



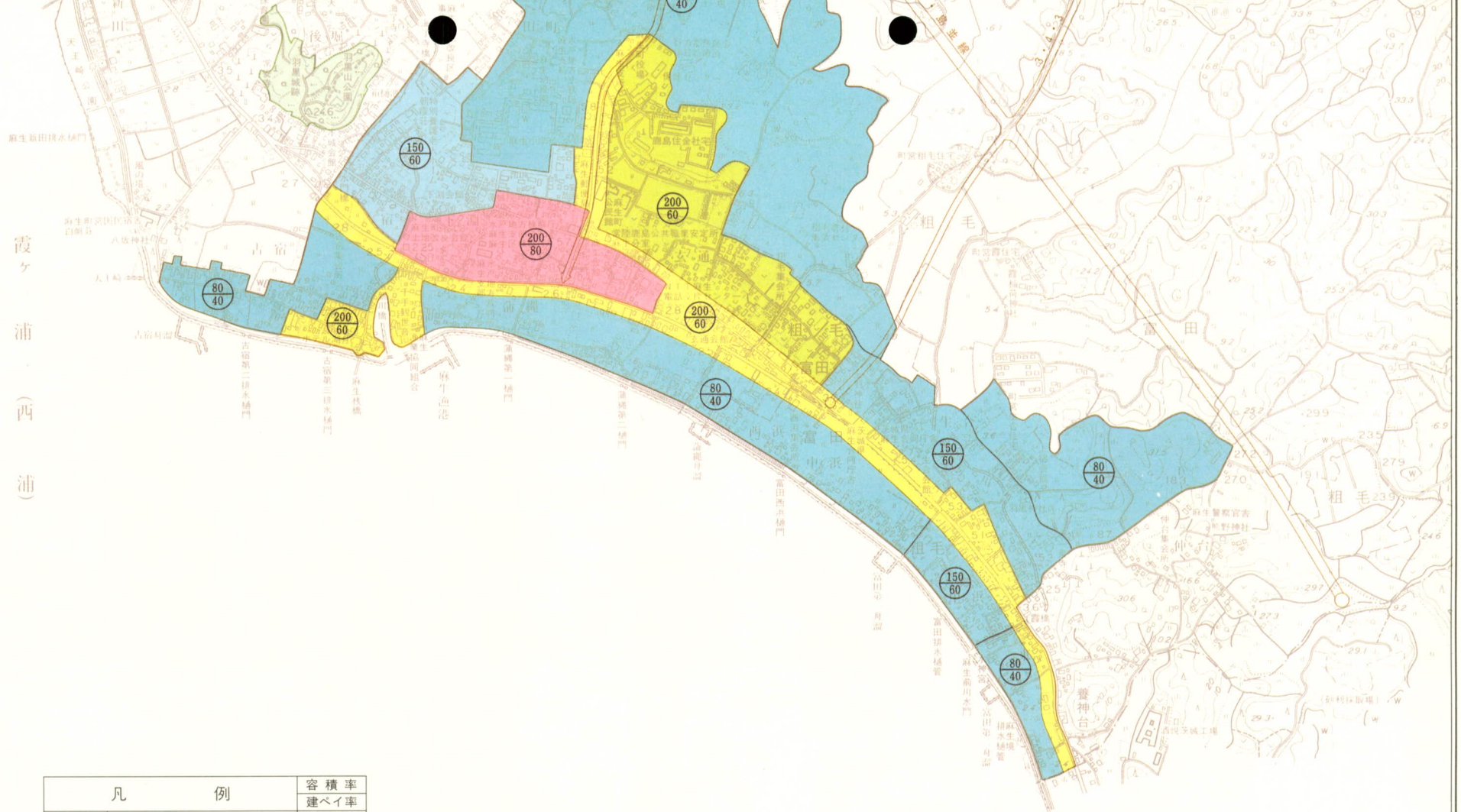
教育功労者を代表して
菅谷格教育委員会委員長が
表彰状を受け取りました

新用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域													備考	
		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域													第二種住居地域													準住居地域													近隣商業地域													商業地域													準工業地域													工業地域													工業専用地域														
用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域													第二種低層住居専用地域													第一種中高層住居専用地域													第二種中高層住居専用地域													第一種住居地域																																																																																																									

注）本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。



凡	例	容積率 建ぺい率
	第一種低層住居専用地域	(80/40) (150/60)
	第二種低層住居専用地域	(150/60)
	第一種中高層住居専用地域	(200/60)
	第一種住居地域	(200/60)
	近隣商業地域	(200/80)
	準工業地域	(200/60)
	工業専用地域	(200/60)
	都市計画道路	

※本案は素案であり決定されたものではありません。

麻生町新用途地域素案図

麻生町用途地域が変わります

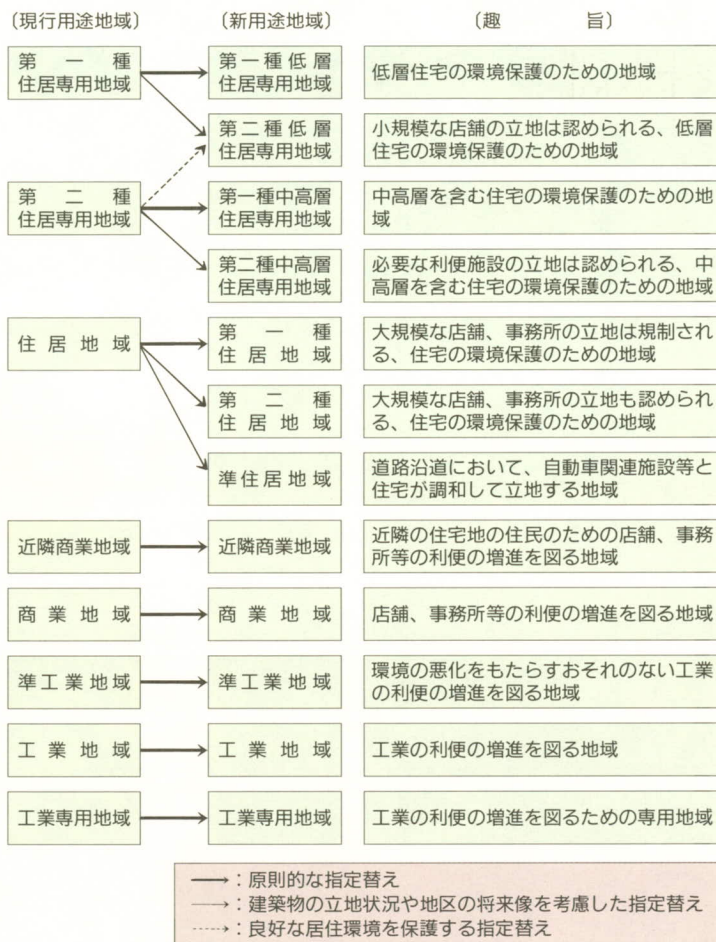
住みよいまちづくりを求めて

麻生町では現在平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正（平成5年6月25日から施行）を受けて、用途地域の見直し作業を行っています。

国・県の示す用途地域決定の基本方針に基づき町の上位計画との整合を図り、現在の土地利用の現況及び動向等を勘案しながら、県と協議を重ねてきましたが、この程新用途地域の素案がまとまりましたのでお知らせします。

◆新用途地域の概要と指定替えの考え方は次のとおりです

移行基準



※上記の移行基準以外の指定替えを行う場合もあります。

地元説明会開催

新用途地域素案についての地元説明会を下記日程のとおり開催しますので、都合の良い日にお出かけ下さい。みなさんのご意見をお聞かせ下さい。

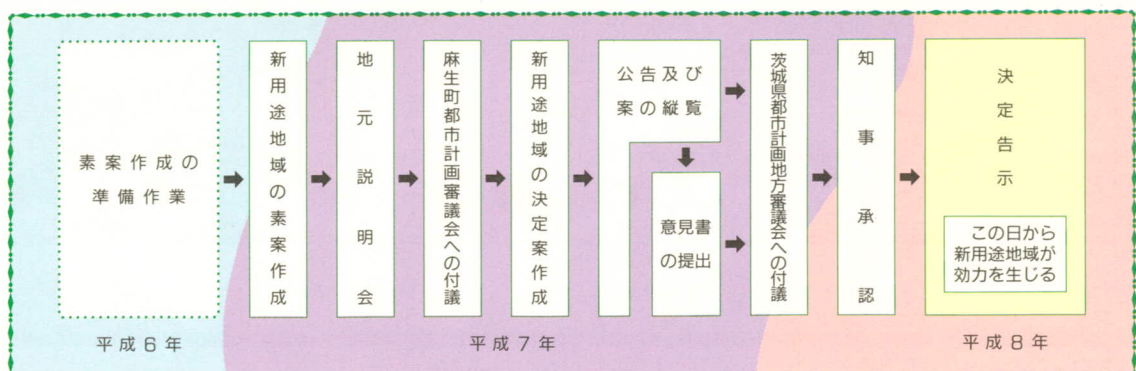
- 日 時／5月13日(土) 午後7:00より
5月14日(日) 午後2:00より
- 場 所／麻生町公民館（研修室）
- お問い合わせは開発振興課へ

TEL 72-0811 内線310、311

◆基本的な考え方は次のとおりです

- ① ●主に住居系用途地域について重点的に見直しを行います。
 - 原則として、第一種住居専用地域は第一種低層住居専用地域に、第二種住居専用地域は第一種中高層住居専用地域に、住居地域は第一種住居地域に移行します。土地利用の現況及び土地利用計画等を勘案して、左記の移行基準以外の指定替えも行います。
- ② 商業系用途地域については、土地利用の現況及び動向などを勘案して、一部見直しを行います。
- ③ 建ぺい率、容積率などの形態規制は、基本的に変更しませんが左記の移行基準以外の指定替えを行った地区について、一部見直しを行います。

新用途地域決定に関するスケジュール



院時に通常該当者より多く支払った金額の差額を、本人に変わり各保険者へ町が請求できることとしたものです。

④「麻生町国民健康保険に関する条例」の一部を改正

妊産婦が入院した際に支払った食事費や訪問看護のために支払った金額を、妊産婦医療手当金としてその世帯主に支払うこととしたものです。

⑤下水道工事の請負契約を変更

大字麻生地内の下水道工事について、その契約金額が減額されました。

⑥平成六年度一般会計予算を補正

平成六年度の一般会計予算の総額から歳入歳出それぞれ九千四百九十三万七千円を減額し、歳入歳出それぞれ六五億七千三百四〇万六千円としたものです。

⑦平成六年度国民健康保険特別会計予算を補正

平成六年度の国民健康保険特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ一千三百六十三万六千円を追加し、歳入歳出それぞれ一三億二千三百一十九万円としたものです。

⑧平成六年度老人保健特別会計予算を補正

平成六年度の老人保健特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ四千一百七十三万三千円を追加し、歳入歳出それぞれ一億八千七百二十二万一千円としたものです。

⑨平成六年度下水道事業特別会計予算を補正

平成六年度の下水道事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ一千九百九十四万四千円を追加し、歳入歳出それぞれ六億七千四百六十九万円としたものです。

⑩平成六年度国民宿舍「白帆荘」運営事業会計予算を補正

平成六年度の国民宿舍白帆荘運営事業会計予算のうち、収益的収入及び支出の予定額を一千五百三〇万八千円減額し、収入支出それぞれ二億七千六百五十九万九千円としたものです。

⑪平成六年度水道事業会計予算を補正

平成六年度の水道事業会計予算のうち、収益的支出の予定額を二〇万五千円増額し、三億一千七百八十一万九千円としたものです。また、資本的収入の予定額を三十一万九千円増額し、四億五千九百四十九万八千円としたものです。

⑫平成七年度一般会計予算が成立

平成七年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ五六億四千五百五十七万七千円となり、前年度に比べ九億百四十二万五千円減となりました。(2ページ参照)

⑬平成七年度国民健康保険特別会計予算

平成七年度の国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ一三億二千八百九〇万八千円となりました。(2ページ参照)

⑭平成七年度老人保健特別会計予算

平成七年度の老人保健特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ一二億四千六百八十六万一千円となりました。(2ページ参照)

⑮平成七年度下水道事業特別会計予算

平成七年度の下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ四億五千五百七十八万五千円となりました。(2ページ参照)

⑯平成七年度麻生町外四か町村公平委員会特別会計予算

平成七年度の公平委員会特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ二二万五千円となりました。(2ページ参照)

⑰平成七年度町営国民宿舍「白帆荘」運営事業会計予算

平成七年度の国民宿舍白帆荘運営事業会計予算のうち、収益的収入及び支出の予定額は二億七千五百一十七万円、資本的支出の予定額は七百万円となりました。(2ページ参照)

⑱平成七年度水道事業会計予算

平成七年度の水道事業会計予算のうち、収益的収入及び支出の予定額は三億四千三百四十万四千円、資本的収入の予定額は三百万円、資本的支出の予定額は四千八百五十一万三千円となりました。(2ページ参照)

陳情審査報告

平成六年一二月の定例会で教育厚生常任委員会に付託された公民館大和分館の整備については、引き続き同委員会に継続審議されることになりました。

決 議

「地方分権推進法」の早期成立に関する決議

政府・国会に対し、今国会に提出された「地方分権推進法案」の早期成立を図るよう要望したものです。その趣旨はつぎのとおりです。

国と地方の役割を見直し、国から地方への権限委譲、地方財源の充実強化による地方自治を確立することが急務である。地方分権の推進は、地方公共団体が住民のニーズと地域の特性に応じた個性あるまちづくりの展開や住民福祉の一層の向上を図るために緊急かつ不可欠である。

ねんきん倶楽部

国民年金制度は平成六年の改正により、昨年一〇月から年金額の改善などすでに実施されているものもありますが、改正の多くは四月に新しくスタートしました。

四月から実施された改正のポイントをご案内します。

いますぐ届出を

第3号被保険者の届出の特例

これまで、「第3号被保険者届」が遅れると、時効により過去二年間分の期間しか認められませんでした。今回の改正により、昭和六一年四月からの未届期間で二年を超える期間についても、特例期間（平成七年四月～平成九年三月）に届出を行えば、この期間

法改正により

国民年金が変わりました

が保険料を納めた期間として扱われるようになりました。

また、現在すでに年金を受けている方でも、届出を行うことにより年金額が増額されることもありますのでお問い合わせください。

◇ワンポイント

第3号被保険者とは……厚生年金等の加入者に扶養されている配偶者ですが、本人が手続きをしなければ、第3号被保険者としての扱いにはなりませんのでご注意ください。

あきらめないで

高齢任意加入の特例

六〇歳までに受給資格期間（二五年以上）を満たしていない方や加入期間が不足している方が加入する高齢任意加入期間が、五年間延長されることになりました。昭和三〇年四月一日以前に生まれた方に限り、六五歳以上七〇歳未満の間、国民年金に任意加入することができず。

少しでも多く

遺族基礎年金等の期間延長

遺族基礎年金等の子どもに支給される期間が延長されることになりました。改正前…子ども等の年齢が一八歳の誕生日の属する月まで

改正後…子ども等の年齢が一八歳の誕生日の属する年度の年度末まで

障害基礎年金等の

特例措置の期限延長

初診日までの直近の一年間に保険料の滞納期間がなければ、障害基礎年金が支給されるという特例措置が、平成一八年三月まで延長されます。（遺族基礎年金も同様に延長されます）

短期在留外国人に脱退一時金支給

国民年金保険料の納付済期間が六か月以上ある外国人で、年金が受けられない方が帰国後二年以内に請求した場合に支給されます。

麻生小が120周年

OB 羽生富士夫氏
が記念講演

麻生町で最も歴史のある麻生小学校が、三月七日満一二〇歳になりました。記念事業として学校やPTAでは、記念式典の開催や記念誌・記念文集の発行などを行いました。

記念講演は、あの「ゴッドハンド」で知られる名医羽生富士夫さんを迎えて、三月五日に公民館で行われました。会場には名医の講演を聴こうと約三〇〇人が集まりました。

羽生さんは、麻生小学校を卒業後、現在の千葉大学に入学、その後医学博士となり現在は東京女子医科大学に勤務しています。外科においてはわが国の第一人者であり、手術数は六〇〇〇を超えています。



麻生が生んだ日本の名医
羽生富士夫さん

こんにちは保健婦です

テーマ

心臓病を防ごう

心臓病とは…

心臓病によって亡くなる人の割合は、がんに次いで高くなっています。心臓病のなかで代表的なものは、狭心症と心筋梗塞です。心臓は心筋という筋肉からできている臓器で、休みなく収縮・拡張運動を繰り返し全身に血液を送り出しています。この心筋も体の他の部分と同じように、血液が運ぶ酸素や栄養によって養われています。

しかし、心筋に血液を運ぶ冠動脈が動脈硬化などによって細くなったたり、

つまったりすると、血液が十分に流れなくなりします。その結果、心筋は酸素不足に陥り急激な痛みなどの発作を引き起こします。

このように、心筋に送られる血液が不足することによって起こる心臓病が狭心症と心筋梗塞です。これらをまとめて虚血性心臓病といいます。

心臓病の謎

— その1 —

Q…太っている人は心臓病になりやすいというのは本当ですか？

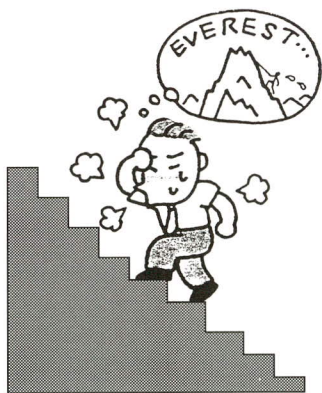
A…本当です。一般的に肥満の方は心臓への負担が大きくなり、その結果、心臓病になりやすいといわれています。なるべくそうならないために、適度な運動や正しい食生活を心がけましょう。



— その2 —

Q…息切れる人は、心臓病を疑ったほうがいいのでしょうか？

A…はい。息切れるは血液が肺にたまる時に多いのです。少し運動をしても息切れるような時には、心臓病の疑いがあります。なるべく早く医師に相談しましょう。



心臓からのサインをチェック

心臓からはさまざまな信号が出ています。異常を訴えるこれらの信号を早めにキャッチすることが、心臓病の予防策として最も重要です。次の症状を

頻繁に感じるようであれば健康診断を受けましょう。

- ・ 少しの動作で動悸、息切れがする
- ・ 心臓の鼓動に乱れがある
- ・ 寝ているときに息苦しさで目が覚める
- ・ 運動や食事、入浴のあとに喉や耳、肩、腕、手、歯に痛みがある
- ・ 足がむくむ

健康ハート10か条

- ① 血液とコレステロールを正常に (太りすぎ、糖尿病には注意して)
- ② 脂肪の摂取は植物性を中心に
- ③ 食塩は調理の工夫で無理なく減塩 (一日10g以下を目標に)
- ④ 食品は栄養バランスを考える (一日30品目を目標に)
- ⑤ 食事の量は運動量とのバランスで
- ⑥ 努めて歩き、適度な運動
- ⑦ ストレスは工夫を凝らして上手に発散
- ⑧ お酒の量は自分のペースでほどほどに
- ⑨ たばこは吸わない、頑固に禁煙
- ⑩ 定期健康診査を忘れずに

愉快なビッグバンド が セミナー閉講コンサート

阪神大震災チャリティ

町公民館講座のひとつである「ビッグバンド・セミナー」の閉講コンサートが三月二六日、公民館大ホールで行われました。会場には受講生の父兄や友達が集まり、ステージと一緒にジャズのビートに乗り楽しんでいました。

また、この日は千葉県からやってきた金野鈴道さんと柳町正隆さん（麻生町出身）による、尺八とクラシックギターの珍しいアンサンブル演奏が披露されました。

セミナーの受講生は町内の中学・高校生で全部で一五人。昨年春にセミナーがスタートしたときにはメンバーが集まらず、集まっても技術が未熟だったりで、とてもビッグバンドとは言えな



会場を“ノリノリ”にさせた メリー・トランプ・ビッグバンド

かったようです。しかし、講師の伊波秀進さんの天性の音楽センスと非凡な“ノリ”に感化されたようで、徐々にメンバーが増え技術が上達し、昨年夏のフェスティバルIN麻生で初舞台を踏みしました。また、昨年一二月東京都で開かれた「スチューデント・ジャズバンド・フェスティバル」では、賞を獲得しました。

メンバーはこの一年間でかなりの自信がついたようです。バンドの名前も「メリー・トランプ（愉快な浮浪者）・ビッグバンド」とつけられ、ジャズの“ノリ”を楽しんでいるようです。

閉講コンサートが新しいスタートの第一歩であったことでしょう。

麻生勢善戦及ばず

麻生杯ソフトテニス大会

第一回麻生杯ソフトテニス大会が二月一日、二日の二日間にわたり、町民運動広場で開催されました。参加したのは、町内の二つの中学校や鹿島郡、水戸市、千葉県、東京都などからの中学校一六校、一五〇名の中学生女

子で、麻生杯の初代王者の冠を競いあいました。

優勝したのは千葉県市原市の有秋中で、予選・決勝リーグ戦を通じ無敗でした。麻生中と麻生一中は善戦及ばず入賞できませんでした。次の大会での活躍を期待します。

この大会では、町の体育協会ソフトテニス部の協力で豚汁や甘酒が振る舞われ、参加者は熱戦のさなか、ホッとするひとときを過ごしていました。

職員の動き

（新採、異動は
四月一日付）

【退職】

（三月三十一日付）

野口とよ子（白帆荘）

【新採】

志村宗明（税務課）、高田和明（保健衛生課）、小貫寛美（生活環境課）、松岡俊治（経済課）、大野崇（建設課）大堀勝秀（水道課）、貝塚浩美（教育委員会事務局）

【異動】

（ ）は前任

総務課主幹 渋谷節夫（出納室）、同主事 久保田博（生活環境課）、同主事 土子英俊（経済課）、企画財政課主幹 金田景行（総務課）、税務課主事 永尾和子（建設課）、同主事 宮崎美喜代（町民課）、町民課主事 宮崎千津子（税務課）、福祉年金課福祉係長 柳町照夫（建設課）、同主事

平塚国治（建設課）、保健衛生課主事 浜田健太郎（税務課）、同主事 平塚喜昭（経済課）、生活環境課環境係長 山野広志（水道課）、同衛生センター係長 小峰宏信（生活環境課）、経済課主幹 永尾浩伸（福祉年金課）、同主事 稲川勝（総務課）、同主事 浜田喜一郎（保健衛生課）、建設課建築係長 羽生和弘（水道課）、同主幹 浜野恭子（税務課）、同主事 榊原由浩（保健衛生課）、出納室出納係長 鶴田和夫（教育委員会事務局）、同主事 三好孝一（企画財政課）、教育委員会事務局社会教育係長 額賀修一（白帆荘）、同主事 奥村君雄（経済課）、水道課施設係長 関川宏（水道課）、白帆荘係長 河嶋寛次（教育委員会事務局）、社会福祉協議会派遣 大曾根崇（福祉年金課）

【派遣】

県社会福祉課 平野義明（総務課）



執務の一端をご理解していただくために前月の主な行事の報告をいたします。

町長の3月

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1日(水) 麻生高校卒業式 | 24日(金) 農業委員会総会 |
| 2日(木) 国保運営協議会 | 25日(土) 衛生センター竣工式 |
| 9日(木)～20日(月)
第1回定例会 | 27日(月) 鹿行広域臨時議会(鉾田町) |
| 22日(水) 大和幼稚園卒園式
鹿行地区青少年相談員研修
西部土地改良区理事会 | 28日(火) 町制施行40周年記念式典 |
| 23日(木) 麻生小学校卒業式
鹿行広域管理者会議(鉾田町) | 29日(水) 社会福祉協議会理事会 |
| | 30日(木) 西部土地改良区総代会 |
| | 31日(金) 北部土地改良区総代会
南部土地改良区総代会 |

俳句

木の間径さえずりこぼし陽をこぼし

塙 かほる

噂の絵筆にこぼれベレー帽

小峰 光湖

噂や奥津城の杜明るうす

小沼あやめ

短歌

四代の御代をながらい老深く

歌詠むこの幸せを知る

坂本 さだ

すき透るガラスの花器に匂う香の

向う側なる春の訪れ

小泉 道江

古きにはこだわりつつも今年また

豊作願いて木に餅成らす

高柳 みか

俚謡

やがて我が家の大黒柱

門で見送るランドセル

宮崎 都女

花の盛りを一夜のうちに

泣かせ散らした春嵐

平山 節子

桜まつりにカラオケひびく

森の彼方は遠霞

羽生 藤平

麻生の文芸

戸籍の窓口

おめでとうございます

赤ちゃん

保護者

箕輪 千央

和 雄

長谷川 祐子

禎 昭

内山 楓太

進 一

小貫 莉乃

修 平

米川 真由

喜 美

伊東玲緒菜

安 広

千葉 希

治

後藤 晴加

豊

おくやみ申し上げます

亡くなった方

年齢

世帯主

住所

永作 善治

賢 司

小峯 せき

昭 三

太田 みち

忠 一

石神 晏男

保 一

宮内 なつ

喜久夫

市塚 ふぢ

信 美

久保田喜智雄

喜 治

大塚 ナカ

衛

高野 アキ

吉 保

鴨下 政隆

新 隆

大嶋 ミネ

豊 彦

箕輪 イサ

ウ 平

茂木 ウメ

豊 彦

大原 ふさ

ウ 平

箕輪 テル

啓 次

河嶋 寛

美 江

額賀 よし

久 井

(氏名については新字で表示しています)

まちの人口

(4月1日現在)

前月比

総人口	17,256人	－15人
男	8,507人	－3人
女	8,749人	－12人
世帯数	4,137世帯	＋2世帯

4月の納税
国民年金
国民保
税金

納税は便利な口座振替を!!

高速バスの乗降場所が変わります

これまで高速バスの乗降場所は役場の正面でしたが、

5月1日から役場の裏側(北側)に変更になります。

専用の駐車場を設けましたので、どうぞご利用ください。

お知らせ

人口動態調査にご協力を

国（町）では人口動態調査を毎年実施しています。この調査は皆さんからの届書（出生、死亡、婚姻など）をもとに、その状況を調べるものです。

調査結果は、今後の保健福祉の向上のための資料として利用されます。ご協力をお願いします。

■調査期間

4月1日から8年3月31日まで

■対象者

出生、死亡、死産、婚姻、離婚届を出される方

■調査方法

各届書を出されるときに、「職業」を記入していただきます。

死亡届には、農業、建設業といった「産業」も併せて記入していただきます。

役場町民課の窓口記入のし方の手引きがありますので、ご参考のうえ記入してください。

わからない場合は窓口の職員にお尋ねください。

花や緑に近づこう・・・

花と緑のフェスティバル

と き 4月27日(木)～5月5日(金)

ところ 天 王 崎 公 園

◆花のモニュメント

◆花の種・いもようかんの無料配布

◆植木市

◆絵画展

◆自然をテーマにしたパネル展示

◆野菜の直売

◆アトラクション（メリー・トランプ・ビッグバンド）

など 催し物が盛り沢山

花や緑にふれあい、花や緑の中で楽しむ9日間です

みなさんお誘い合わせのうえご来場ください

茨城県職員採用試験の案内

試験区分	受 験 資 格	受験期間	試 験 日		案内・申込書 配布開始日
			1 次	2 次	
上 級	昭和42年4月2日から 昭和49年4月1日まで に生まれた方	5月15日 〃 5月30日	6月25日	8月1日 〃 8月4日	5月1日
中 級	昭和44年4月2日から 昭和51年4月1日まで に生まれた方	8月14日 〃	9月24日	11月1日 〃 11月2日	6月30日
初 級	昭和49年4月2日から 昭和53年4月1日まで に生まれた方	8月29日	〃	11月6日 〃 11月8日	〃
警察官A	昭和41年4月2日から 昭和49年4月1日まで に生まれた方	5月22日 〃 6月27日	7月9日	8月24日	5月1日
警察官B	昭和41年4月2日から 昭和53年4月1日まで に生まれた方	7月24日 〃 8月29日	9月17日	10月31日	6月30日
身 障 者 採 用	昭和40年4月2日から 昭和53年4月1日まで に生まれた方	10月30日 〃 11月14日	11月26日		10月16日

●試験案内・申込書は、麻生県税事務所、鹿行地方総合事務所などの県の出先機関にあります

■お問い合わせは、茨城県人事委員会事務局（☎0292 ②18111）まで

国税専門官を募集

◆募集期間 5月8日～5月15日

◆応募資格 昭和43年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた方

◆試験内容 大学卒業程度

◆1次試験 6月17日及び6月18日

◆2次試験 8月21日または8月22日

◆お問い合わせ先

関東信越国税局人事第二課試験研修係

☎03(3221)3911

幹部自衛官を募集

◆募集期間 4月20日～5月26日

◆応募資格 ①22歳以上26歳未満で大学卒業程度の学力を有する方

②28歳未満で学校教育法による大学院修士課程を終了している方

◆1次試験 6月24日

(パイロット希望者は6月25日も)

◆2次試験 7月25日～7月27日

◆お問い合わせ先

自衛隊茨城地方連絡部鹿島募集事務所

☎ ⑧ 6061

まちの将来のすがた

【生活環境編】

豊かな自然との調和を大切にした地域環境設備が進み、安全で快適な暮らしができる美しい町

5月4日(木)はゴミの収集は休みです

自動車税の納税は5月31日までに

自動車税は毎年4月1日現在の所有者（登録名義人）に課税されます。納税通知書が届きましたら、5月31日までに納税しましょう。

お問い合わせは、麻生県税事務所

(☎ ⑦ 0771) まで